

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、子ども医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	徳島市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年3月31日条例第12号・平成29年4月1日に「乳幼児等医療費助成に関する条例」より名称変更。令和5年6月29日公布の一部改正条例により、対象となる子どもを「15歳に達する日以後最初の3月31日の者」であったものを、「18歳に達する日以後最初の3月31日までの者」とした。)に基づき、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進をするために、子どもに対する医療費の一部をその保護者に助成している。医療費助成にあたっては、住民票関係情報、生活保護等関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、養育医療関係情報、児童手当関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は国民健康保険給付関係情報、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報を利用している。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している (1) 子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年徳島市条例第12号)の規定による医療費の助成を受ける資格の確認に関する事務 (2) 子ども医療費の助成に関する条例第4条の子ども医療費の助成の実施に関する事務 (3) 子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年徳島市規則第28号)第4条の子ども医療費受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (4) 子ども医療費の助成に関する条例施行規則第7条第3項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	子ども医療システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳(コミュニケーションサーバー)ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

子ども医療費受給台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条別表第一の1の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条別表第一の1の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども未来部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市 子ども未来部 子育て支援課 手当医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5564
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該システムへのアクセスにおいては、生体認証によって本人認証を行うとともに、アクセス権限への付与を必要最低限の職員に限定している。また、年度ごとにアクセス可能な職員の名簿を更新し、退職・異動により業務を離れた職員についてはもれなく権限を削除している。 また、アクセスログを記録しシステムの利用状況を追跡調査できる環境を整備している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第2項 乳幼児等医療費の助成に関する条例、乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則、番号法施行条例（予定）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行細則	事前	
平成27年12月25日	I－4 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号 特定個人情報保護委員会規則（未定）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行細則	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I-1 ②事務の概要	徳島市乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年3月31日条例第12号）による、疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進をするために、乳幼児等に対する医療費の一部をその保護者に助成する特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している ①親権者、被保険者及び乳幼児等の住民票情報や健康保険の資格取得、喪失、変更を確認。 ②受給者証の交付。 ③県補助金及び高額療養費の判定のために所得情報の確認。 ④助成の際に行う療養費等の保険者の助成状況の確認。 ⑤他の法令による医療に関する資格及び給付との調整 特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ情報連携を予定しているが、詳細については未定。	徳島市乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年3月31日条例第12号）による、疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進をするために、乳幼児等に対する医療費の一部をその保護者に助成している。医療費助成にあたっては、乳幼児等の住民票、国民健康保険情報、生活保護情報、養育医療情報、自立支援医療費の支給情報、保護者の市民税情報を利用している。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している 1. 申請等の受付、審査、応答に関する事務 ①乳幼児等医療費受給者証交付の申請の受付、事実についての審査及び応答に関する事務 ②乳幼児等医療費助成における変更の届出の申請の受付、事実についての審査及び応答に関する事務 ③乳幼児等医療費の助成金の決定に関する事務 2. 乳幼児等医療費の助成に関する事務 ①乳幼児等の保護者等の所得更新 ②乳幼児等医療費の算定、他の法令による支給との調整 情報連携ネットワークを通じ特定個人情報の情報連携を予定しているが、詳細については未定。	事前	
平成28年10月11日	評価書名	乳幼児等医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	事前	
平成28年10月11日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	徳島市は、乳幼児等医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	徳島市は、子ども医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	I-1-① 事務の名称	乳幼児等医療費の助成に関する事務	子ども医療費の助成に関する事務	事前	
平成28年10月11日	I-1-② 事務の概要	徳島市乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和48年3月31日条例第12号)による、疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進をするために、乳幼児等に対する医療費の一部をその保護者に助成している。医療費助成にあたっては、乳幼児等の住民票、国民健康保険情報、生活保護情報、養育医療情報、自立支援医療費の支給情報、保護者の市民税情報を利用している。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している 1. 申請等の受付、審査、応答に関する事務 ①乳幼児等医療費受給者証交付の申請の受付、事実についての審査及び応答に関する事務 ②乳幼児等医療費助成における変更の届出の申請の受付、事実についての審査及び応答に関する事務 ③乳幼児等医療費の助成金の決定に関する事務 2. 乳幼児等医療費の助成に関する事務 ①乳幼児等の保護者等の所得更新 ②乳幼児等医療費の算定、他の法令による支給との調整 情報連携ネットワークを通じ特定個人情報の情報連携を予定しているが、詳細については未定。	徳島市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年3月31日条例第12号・平成29年4月1日に「乳幼児等医療費助成に関する条例」より名称変更し、対象年齢を「12歳に達する日以後最初の3月31日の乳幼児等」であったものが、「15歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども」とし施行。)による、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進をするために、子どもに対する医療費の一部をその保護者に助成している。医療費助成にあたっては、住民票関係情報、生活保護等関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、養育医療関係情報、児童手当関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は国民健康保険給付関係情報、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報を利用している。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している (1) 子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年徳島市条例第12号)の規定による医療費の助成を受ける資格の確認に関する事務 (2) 子ども医療費の助成に関する条例第4条の子ども医療費の助成の実施に関する事務 (3) 子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年徳島市規則第28号)第4条の子ども医療費受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (4) 子ども医療費の助成に関する条例施行規則第7条第3項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	I-1-③ システムの名称	福祉医療(乳幼児医療)システム、新窓口対応システム、個人・法人システム(宛名システム)、番号連携システム(未定)、中間サーバーシステム(未定)、住民基本台帳(コミュニケーションサーバー)ネットワークシステム	子ども医療システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳(コミュニケーションサーバー)ネットワークシステム	事前	
平成28年10月11日	I-2 特定個人情報ファイル名	乳幼児等医療費受給台帳ファイル	子ども医療費受給台帳ファイル	事前	
平成28年10月11日	I-3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項乳幼児等医療費の助成に関する条例、乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行細則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条別表第一の1の項	事前	
平成28年10月11日	I-4-① 実施の有無	未定	実施する	事前	
平成28年10月11日	I-4-② 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行細則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条別表第一の1の項	事前	
平成28年10月11日	I-5-② 所属長	子育て支援課長 大西 範雄	子育て支援課長 青木 英樹	事前	
平成28年10月11日	II-2 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	
平成28年10月11日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事前	
平成30年7月11日	Ⅱ-1 対象人数	いつ時点の計数か 平成29年4月1日	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
平成30年7月11日	Ⅱ-2 取扱者数	いつ時点の計数か 平成29年4月1日	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和1年6月26日	Ⅱ-1 対象人数	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和1年6月26日	Ⅱ-2 取扱者数	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年9月16日	Ⅱ-2 取扱者数	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	いつ時点の計数か 令和2年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和3年10月15日	I-4 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第2条別表第一の1の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号、 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第2条別表第一の1の項	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更
令和3年10月15日	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 子育て支援課	子ども未来部 子育て支援課	事後	組織改正による変更
令和3年10月15日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	徳島市 保健福祉部 子育て支援課 手当医療係	徳島市 子ども未来部 子育て支援課 手当医療係	事後	組織改正による変更
令和3年10月15日	Ⅱ-1 対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和3年10月15日	Ⅱ-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和2年4月1日	いつ時点の計数か 令和3年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月15日	Ⅱ-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和2年4月1日	いつ時点の計数か 令和3年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和4年9月9日	Ⅱ-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和3年4月1日	いつ時点の計数か 令和4年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和4年9月9日	Ⅱ-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和3年4月1日	いつ時点の計数か 令和4年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和5年9月6日	Ⅰ-1-② 事務の概要	徳島市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年3月31日条例第12号・平成29年4月1日に「乳幼児等医療費助成に関する条例」より名称変更し、対象年齢を「12歳に達する日以後最初の3月31日の乳幼児等」であったものが、「15歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども」とし施行。)による、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進をするために、子どもに対する医療費の一部をその保護者に助成している。医療費助成にあたっては、住民票関係情報、生活保護等関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、養育医療関係情報、児童手当関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は国民健康保険給付関係情報、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報を利用している。(略)	徳島市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年3月31日条例第12号・平成29年4月1日に「乳幼児等医療費助成に関する条例」より名称変更。令和5年6月29日公布の一部改正条例により、対象となる子どもを「15歳に達する日以後最初の3月31日の者」であったものを、「18歳に達する日以後最初の3月31日までの者」とした。)に基づき、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進をするために、子どもに対する医療費の一部をその保護者に助成している。医療費助成にあたっては、住民票関係情報、生活保護等関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、養育医療関係情報、児童手当関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は国民健康保険給付関係情報、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報を利用している。(略)	事後	条令改正による修正
令和5年9月6日	Ⅱ-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和4年4月1日	いつ時点の計数か 令和5年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和5年9月6日	Ⅱ-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和4年4月1日	いつ時点の計数か 令和5年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和6年9月16日	Ⅱ-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和5年4月1日	いつ時点の計数か 令和6年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和6年9月16日	Ⅱ-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和5年4月1日	いつ時点の計数か 令和6年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和7年9月1日	Ⅱ-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和6年4月1日	いつ時点の計数か 令和7年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和7年9月1日	Ⅱ-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和6年4月1日	いつ時点の計数か 令和7年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正